

平成 22 年度 流山市特別職報酬等審議会会議録

- 1 日 時 平成 22 年 10 月 22 日 (金)
午後 2 時 00 分～4 時 00 分
- 2 会 場 市役所庁議室
- 3 出席委員 中山文男・金子早苗・丹森富雄・宮内英司・棚
鱒早樹・石井哲也・勝股静江・松本ユミ
- 4 事務局 石井総務部長・遠藤人材育成課長・湯浅課長補
佐・矢代係長・山崎主事
- 5 傍聴者 2 名

議題：議会議員の報酬及び常勤の特別職の職員の給料月額等について

※ 発言内容は要約させていただいております。

※ 概要は審議に入ったところから記載しています。

議事内容

A 委員

8 ページ 21 年度の市税、交付税、一般財源、議会とあるが、議会費の構成割合が 1.53% というのは、他の千葉県の市税の税収の多い都市と比べると高いのではないかとみうけられるが、これについてどのように解釈すればよいのか。

事務局

確かに流山市と比べて千葉県の大都市といわれる市川・松戸などは議会議員の割合が小さくなっているが、千葉県に限らず、大都市など税収に占める議会議員の割合が小さくなっています。流山市においても議員数から見ると効率的な運営はしていると思う。

A 委員

効率というのは、私の方ではちょっとよくわからない。前回の審議会の中でも出たが、議員の人数について、何らかの動きとか

あるのか。

事務局

議員の定数削減の話でよろしいでしょうか。現在の28名に数年前削減をしたところですが。議員の中でもこのことについてはいろいろ議論がありまして、なかなかまとまりにくいと感じています。その中で市民の皆様の中で、28名でも多いので減らすべきではないのか、という意見が市民から出ているのも事実です。最終的には議会側できちんと議論した上で判断していくべきところと考えています。

会長

その問題については耳にする。議員定数の問題ですか。今年春から定数削減の署名集めが進んでいるという話が耳に入ってくる。ここでは給与を決めるところ、今まで付記事項でその問題が出ている。他になにか質問ございましたらお願いします。

A 委員

6 ページのところ、期末手当の加算率について市長から議員まで、その加算率が全部一律20%にしている理由についてお聞きしたい。また、地域手当について、市によってはゼロのところもある。当市においてはなぜ地域手当を入れているのか。その基準は何なのか。

事務局

加算率につきましては、そもそも期末手当というのは一般でいうボーナスに該当しています。ボーナスの中で一般の職員が民間と比較して、ボーナスについて役職的な地位を比べた場合に、非常に格差があるというようにみなされたことがありました。

その中で、役職加算がボーナスに加算されて計算されることになるんですが、一般職がそういう改正をする中で、特別職についてもその中で役職加算ができてきて適用させていただいているところですが。20%というのは一般職でいう部長クラス。流山市で

は部長が最高の職務階級になるんですが、それが20%ということに加算をつけています。それに合わせて議員も含む期末手当については役職加算10%とさせていただいているところです。

地域手当につきましては条例等で定める、ということになっておりまして、地域の考え方が違いますけれども、地域手当を出さない、というところもあります。流山市では地域手当を出すということで、条例化して支給しているわけです。

地域手当の考え方としましては、公務員の給料というのは例えば、北海道から沖縄まで一律同じような給料表を用いているわけですけれども、いったん平成18年に給料表を下げた時がありました。下げた分を地域手当の特性に合わせて、地域手当という形で地域の地場産業等の比較の中で出そうと地域手当ができています。その中で流山市では8%という率なんです。地域手当が8%ということで支給されています。

A 委員

期末手当の加算というのは役職加算という意味だったのか。市長職の役職と、副市長、教育長、水道管理者、議長、副議長、議員とこれがなんで一律なのか。これがどうしても解せない。一般的な常識的な感触として、単なる部長級以上というくくりでよいものだろうか。給料の出し方は民間ではみんな非常に苦労しながら決めている。

事務局

私の方で調べましたところ、他の団体につきましても一律という支給をしているのが現状でございます。いま言われました事につきましては、参考にさせていただきたいと思っております。

B 委員

先ほど地域手当が条例で定めているという話があったが、市長の給料も特別職の給料も条例のどこかで決められているのか。

事務局

条例の中の特別職の報酬という条例の中で定められております。

B 委員

それには、基準について何か書いてあるのか。

事務局

基準についてはありません。金額を条例で決めています。その時には、こういう審議会の意見を参考にして、議会の方で決定します。

C 委員

6 ページにおいて、流山と習志野は同じ16万都市であるが、習志野市は流山市より税収が多いと思うが、流山の方が支給額が多くなっている。これは税収に応じて給料というのが決められているのか。それとも税収が無くても近隣とやっていくという感じで決められているのか。

事務局

税収によって報酬が多い、少ないとかいう、そういう基準では決してございません。ですから税収とか、地域、人口とか、その他色々なことを加味しまして、やはり人勸を基にして報酬審議会を決めるというようにしております。

A 委員

自治体の長、市長はじめ議員のあり方について、名古屋市長も色々やっているし、他も相当危険な自治体、赤字で、日当制とかにしているいろんな事を模索している。

その中で今の答えでいくとやはり、矛盾をそのまま引きずったままでいいのかという事を感じる。結局税収に関係なく近隣市と同じ歩調を合わせて、人勸に合わせていく事が果たしていいのか。

事務局

給料表等につきましては、当然各企業はその時の経営状況によって、利益の状況によって多分細かく賃金等を決めていると思いますので、それと比較しますと公務員の場合は、国の給与表とか、県の給与表に基づいて使っておりますので、安易というような形で捉えると思いますが、事務量その他を考えますと、今の現状はやむを得ないと感じております。申し訳ありませんが、意見を参考にとということで検討させていただきます。

B 委員

人事院勧告の中身は読んだ訳ではないので、どういう内容が載っているのか聞きたい。公務員は定年を終えた後、年金をもらうが、公民格差で一般の人とは条件が違うように思える。そういう事も出てきているのか。

事務局

勧告の内容というのは、全国4月1日現在の給与額というものを民間の給与額を調査させていただいて、4月1日における本棒とか、住居手当、家族手当、扶養手当など決まった対象となる給与額、時間外とか決まって支給しないものを除くものなんです、そうした4月1日における給与額を民間の各役職、年齢ということで、平均をとりまして、それと国家公務員、千葉県の公務員との比較をしながらその差額を見るというのが勧告の内容です。

人事院の勧告ですと、4月において公務員の平均というのが395,665円、平均年齢41.9歳ということですが、比較の中で民間との給与格差は757円民間の方が安かったということです。民間の対象というのは11,000社の給料の実態調査をしております。回答率としては89.7%、ただ規模によるということもありますので、50人以下の事業所も対象として給与関係の調査も対象としているところでもあります。

県においてはですね、4月1日において千葉県内における事業所を調査したというものでありまして、民間給与の平均としましては、一般給与の平均といたしましては411,396円、県の職

員の平均給与が412,186円、民間の方が790円少なかったということで、率としては0.19%、その差額がでております。

事務局

年金の事に関して、給与勧告の中でも一部触れてまして、公務員における後期高齢期基本的な構想ということで、本格的な高齢化社会を迎える中、国家公務員改革基本方針の公的年金の支給開始引き上げを踏まえ公的年金の支給開始にあたって、平成25年度から定年を段階的に65歳まで延長することが適当と触れられております。

共済年金につきまして、民間の厚生年金と比べまして計算しておりますので、昔ほど公務員の年金が優遇されている状態だとはは思われません。ただ公務員の場合は高卒とか、大卒とか就職しまして一定の職場で定年までいるという傾向がありますので、いわゆる勤続年数に比例して年金が一般的に公務員が多いという事情があるということも含まれているのかと思っております。

C委員

ここは特別職審議委員ということで、市長と副市長、教育長、水道局と特別職が4人いるが、その給料、報酬が多いか少ないか議論している。一般の公務員の給料をもっと少なくしろと、私達は決してそんなには思っていない。ただ特別職が、ある意味でこの水道局の管理者は、市役所の退職した方が天下りできて、給料をもらっているわけだから、その辺のところはもっと下げてもいいのかなと思う。

事務局

今回人事院の勧告がありました。また千葉県人事委員会の一般職員の勧告がありました。それらは全て引き下げる方向の内容で勧告されておまして、その中で一般職を下げた場合に特別職はどうするんだろう、特別職も引き下げてもいいんだろうか、それでもいいのか、それとも据置なのか、その議論をこのみなさんの審議委員の中で審議していただきたい。

C 委員

そうしたら下の方が下がるんだったら、部下の方が下がるんだたら、上の方も下げるべきではないか。痛みを分けるというか、部下が痛んでるんだたらそれ以上に上の上司も痛む、下げてもいいのではないかと思う。

A 委員

役職加算については、やっぱりもう一度考えて欲しいと思う。期末手当の中の役職加算となっており、結局報酬の一部になっているわけであるから。

会長

そういった同じ比率というのは、これからの研究課題にしてもらってはどうか。

事務局

役職加算の話です。先ほど担当から話しましたけれども、部長相当職10%という形で一律にでております。それ以上の額を市長、副市長あるいは議員その他議長とか、役職加算という形で上げるべきなのかどうか、そうしますと上限で20%以上は無理ではないかなと正直思っておりまして、それを下げるとなると、今度は職員の方の役職加算を20%位下げていって、そういう均衡をとらないといけないのかなとその辺を考えないといけないところです。すぐに役職加算が改正ができるものではなくて、もう少し時間をかけながら、全体的な調整をとりながらやっていかないと、無理があるのではないかと思います。

A 委員

部長職以上になぜ合わせるのか、その理由は何なのか。あと出勤日数にしても、全然職務が違うわけだが、それを何故それと同列にしなければいけないのか。本当に役職ということであれば、議員というのは全く違う職務であり、それを一般公務員と一緒にする理由はないと思うが。

事務局

出勤の関係の方を見ますと当然のことながら、市長、副市長、教育長、水道事業管理者というのは、毎週、週5日出てきていて、市長、副市長その他というのは、土曜であっても日曜であっても出てくる機会がある、ということが当然あることは理解していただけたと思います。ただ議員の場合は年間の議員の活動日数というのは、だいたい定例会が年に4回ありまして、その4回の時に出てきて、その他に間、間で委員会その他があった時に出てくるというのでございますので、働く時間というか、役所というのは仕事場に来て議員活動をしている時間では、確かにありますけれども、全体として1年間を通して議員活動をされているという考え方になっていると思います。

会長

議員は、昔と違って非常に勉強する時間が必要だといわれている。

A 委員

出退勤云々ではない。職務が違うということである。一律というのは、全くおかしい。

C 委員

今いろいろ議論している中で、行政において会議の発言したものがどれくらいのもので実行されていくのか。ただ意見として、行政はお聞きしますというだけなのか。

事務局

流山市としては、審議会の意見は尊重していくという立場であります。ただ時間をかけないと出来ないものもありますので、その辺は時間をかけさせていただきたい。

会長

それは近隣の市町村とかをみながらやっているのか。

事務局

どこも横を見ながら、他市の動きはどうかとか、柏市とか、松戸市とか、情報交換をしながらそういうことを見ながら考えていくというのが正直なところでは。

A 委員

市長の年間収入のところでは0.2%というところ、額にするとどの位になるのか。

事務局

例月の給料でいうと、市長の場合今現在928,000円ですから、改定率0.2%ですと、大体1,900円程度です。年間の影響額としては給与月額だけで23,000円位の影響額です。また、人勧通り実施されると期末手当の月数というのが、0.2ヵ月分マイナスされる予定です。0.2ヵ月分の期末手当の引き下げですので、額にすると24万程度になります。そうすると流山市長でいうと、27万位の引き下げになります。

D 委員

一般職員でいうと、大体年間97,000円くらい。国の勧告通り削減をすると、1年間で一般職の方は7万程度給料が下がる。市長は27万下がる。1千何百万もらっている内の27万と、5百何十万もらっている7万とではどうやって思うかということである。

B 委員

新聞にも人事院勧告等がでてきているから一般的に考えて、5年ほど前からデフレ傾向であって、物価も下がってこれから近い将来もけっして余りよくないだろう予測がある。要は基本的には下げるという方向で結論を出すべきではないかなと申し上げたい。

D 委員

過去に特別職の給料ということで、市長の給料が62年に5%

下がっているが、後はずっと上がっている。また、15年以降は据置となっているが、一般職の給料は14年から下がっている。なぜ今のところだけ同じパーセンテージでその時は下がっていないのか。

事務局

国の通達ということで平成元年5月1日、5.3%引き上げています。これは実は昭和62年4月1日時点において、流山市の職員の給料が非常に県から高いということで指摘の中で、その責任というわけではないんですが、給与を引き下げたことがあります。その給与の引き下げの政策を行いながら、最終的に平成元年5月1日に特別職の給与を削減したことがあるが、平成5年までに人勧通り重複しながら給与を引き下げていったと。平成5年以降給与の減額をする中でなかなか特別職の報酬審議会を開けなかった。人勧に合わせて引き上げていくべき時期に、据え置いてしまった。それは給与の減額を行っていた時期にいたということも影響してなかなか引き上げていこうという気にならなかった。ということがあり、ずっと据置で今までできてしまった。ここにきてこれまで据置的な議論を、引き上げるべき時に引き上げられなかった、だから引き下げる時、なかなか引き下げられなかったというような状況を避けるために、一旦給与改定に順次しながら引き下げを行う答申を行ったという状況であります。

会長

平成5年は1989年頃か。バブルが1985年頃から1990年頃だから、そのあとはバブル末の問題である。世の中も大分変わってきている。

社会も変わってきている時である。その前までは右肩上がりできたから。

E 委員

財政力指数を部分で見ると、ずっと1にだんだん近づいてきている。これに関するものは、近隣の市町村でいくと、浦安、成田

以外でいくとかなりいい数字であると思う。状態は良くなっている、経営努力をなされていると考えると、0.2%位が妥当かなと判断するが。

会長

今までにでた意見をこれからの事務局の研究、検討課題としていただいて、今年度の人事院勧告を準拠し、流山市でも一般職の月例給をマイナス0.19%、期末勤勉手当をマイナス0.2ヶ月の引き下げの提案を職員組合に提示していることも考えまして、特別職についても、給与、報酬も引き下げる方向でいく意見が多数でたように思う。これらの意見を踏まえると、これら人事院勧告に準拠する、引き下げといった方向付けが示されたと思うが、どうだろうか。

事務局

会長さんにまとめていただきましたが、ご意見ありがとうございました。人事院勧告等に準拠したと、とらえていますので、ここで恐縮ですが、時間をいただきまして、事務局で意見をまとめた、答申書の案をまとめさせていただきたいと思います。

会長

答申書の案ができたようですので、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

答申書の案ができましたので、私のほうから読み上げさせていただきます。【答申案読み上げ】

会長

皆さんの意見はどうか。

A 委員

内容についてはいいと思う。漢字の使い方、特記事項の説明の

中では、役職をつけていつも説明してるがこれは正式名称はどちらなのか。加算だけなのか。役職がついた加算なのか。

事務局

一般的に、一般職については役職に応じた率を設けていますので、役職加算という言い方をしています。条例上は期末手当に加算すべき率、という言い方をされていて、議員に役職があるのか、というように言われますが、役職ということではなくて、条例上は期末手当に加算すべき率をいいます。

A 委員

説明の段階から事務局のほうで、役職加算、役職加算という言葉を用いているので、逆に誤解をしていた。その辺の加算を、何をもって加算率を設けているのか明らかにして欲しい。この文書だけからいうと、期末手当の加算率は職責に応じて云々、役職あって始めて職責云々がいきってくる。でなければ、なんでこういうことがでてきたのかがわからない。

期末手当が役職加算率であれば、職責に応じて云々にしてくれれば適当なのかと思う。だけど、期末手当に対しての一般職がそうだからといって、特別職については違うのかもしれない、きちんとその辺を調べて欲しい。

事務局

期末手当の役職加算率、一般職にありますよね。今度は職責に応じて支給される意味があって、だから議会議員もあるいは常勤の特別職においても、そういう風にすべきですよと、書いてあるわけです。そういう趣旨です。

A 委員

違う。そう説明したのはそちらの方だ。加算率について正確な定義を示して欲しい。

事務局

期末及び期末勤勉手当支給に対する規則の中で期末手当、基礎額につき加算を受ける職員の区分という言い方をしています。役職加算という言い方は通常は使っていないんですが、規則上、通称役職加算を使っております。そう説明してしました。たしかに一般職でいうと、部長、課長、それぞれ係長と、加算率が違いますので、確かに役職に応じた支給をしていました。それを特別職と議員さんには役職加算と、言葉ふさわしいかどうか…

A 委員

その点、はっきりしないのであれば、ここに載せる意味がない。けれど、ここまでせつかく論議していることであるので、加算率については、一般職と同じように役職に応じて、であれば入れてもらえればその文書も生きてくる。役職加算ということ、一般職と同じ理解であれば、職責に応じてとか、何か生かして欲しいと思う。

一般職と同じ意味で用いられるならば、職責に応じて支給されるべきものである、というのであればいかがか。

事務局

今ご意見をお聞きしまして、このように直したいと思います。期末手当の加算率が一般職と同じ職責に応じて支給されるべきものであれば、議会議員及び常勤の特別職についても、職責に応じた考え方に立脚すべきものとの意見がありました。よろしいでしょうか。

会長

そのように変更をお願いしたい。

事務局

読み上げます。【答申読み上げ】

各委員

異議なし。

会長

答申を市長に提案したいと思う。以上をもって本日の会議を終了します。